

Ⅲ 今後の対応方針

- (1) 本調査結果については、市町教育委員会及び県立学校へ適切に周知し、市町教育委員会及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組が実効性のあるものとなるよう指導・助言を行ってまいります。
- (2) 11月の「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」の実施期間中に、各学校の実情に応じた取組を積極的に行うことを働きかけるとともに、その取組状況をまとめて、今後の取組に活かします。
- (3) 学校だけでは解決することが難しい事案については、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を編成し、市町教育委員会及び学校を支援してまいります。